

令和4年度

地域部活動推進事業及び地域文化倶楽部創設支援事業 実施要領

I. 地域部活動推進事業

<申請者>

都道府県

<採択予定数>

都道府県各1件（47件）

<事業規模>

1件当たり70万円（上限）

<実施内容>

● 拠点校の選定・実施体制の構築

実施者は、休日の文化部活動の地域移行（地域部活動）に取り組む中学校（以下「拠点校」という。）を定め、当該拠点校を所管する市区町村教育委員会や地域の文化芸術団体をはじめとする関係者と連携しつつ、生徒の指導や大会の引率を行う地域人材の確保、移動手段の確保、平日の学校部活動との連携・協力体制の構築、コーディネート、それらにかかる費用負担の在り方等の課題解決を目指す事業実施体制を構築すること。

なお、休日の地域部活動が困難な場合は、地域移行を前提とした合同部活動に取り組む拠点校を定め、少子化に伴う廃部や部員減少、ニーズの多様化による指導者不足等に対応するため、合同部活動実施に向けた移動手段の確保や、ICTを活用した練習・指導法の確立、それらにかかる費用負担等の課題解決を目指す事業実施体制を構築すること。

● 拠点校に対する支援

実施者は、拠点校における取組内容を適時適切に把握するとともに、拠点校の取組や関係団体との協働等について、指導や助言するなど支援すること。

● 事業の検証、成果の普及

実施者は、拠点校における実践の検証や成果の評価・分析を行った上で、本事業で得られた地域人材や移動手段の確保方策や、ICTを活用した練習・指導法の確立、コーディネート等、それらにかかる費用負担の在り方等にかかる知見について、域内の他の学校に普及させるための取組を実施し、学校の働き方改革を踏まえ、休日の部活動の段階的な地域移行の促進を図ること。

<対象経費>

事業実施に要する経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、再委託料）、一般管理費を積算すること。

<留意事項>

- 事業の検証・評価については、顧問の勤務時間や地域部活動の活動時間、確保した指導者の数など定量的な観点に加えて、生徒、保護者、学校、指導者などの関係者からヒアリングを実施するなど定性的な観点も踏まえた手法によること。
- 文化庁は、全国各地域の拠点校における実践の課題を検証しつつ、成果について情報発信するなど、休日の文化部活動の段階的な地域移行について全国的な普及を図るための取組を実施する。その際、拠点校における実践やその成果について発表の場を設けるなど、実施者に協力を要請することがある。
- 休日の部活動の段階的な地域移行にかかる考え方については、令和2年9月に公表した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を参照すること。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/92497901.html>

- 経費については別添対象経費一覧を参考に積算すること。
- 採択予定数及び事業規模は予定であり、最終的には審査結果を踏まえ、決定する。
- 地域部活動は学校管理下外の活動として、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の補償対象外となるため、(公財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険(文化活動も対象)等の保険に加入することを推奨する。

<https://www.sportsanzen.org/hoken/>

<報告書>

実施者は、事業が終了した際には、実践の結果及び成果等をまとめた成果報告書を事業完了日から10日を経過した日、又は当該年度の3月10日(金)のいずれか早い日までに文化庁事務委託業者に2部提出すること。併せて、当該報告書データおよび事業の成果を示す概要資料についても1部提出すること。

II. 地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業

<申請者>

地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関、地方自治体等

<採択予定数>

A区分、B区分 各15件程度（計30件程度）

<事業規模>

A区分：1件当たり300万円上限（実施時の見込み会員数40名以上）

B区分：1件当たり200万円上限（実施時の見込み会員数10名以上40名未満）

※会員数40名以上でもB区分への応募は可能。

※A区分で採択された場合でも、実際の取組での会員数との乖離が大きい場合は上限額を減額することもある。

<実施内容>

●実施体制の構築

実施者は、子供たちが身近な地域で学校の文化部活動に代わり得る継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、新たな受け皿となる「地域文化倶楽部」（仮称）の創設や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うための事業実施体制を構築すること。

本事業は地域における文化芸術活動の振興とともに、学校の働き方改革を踏まえた地域部活動の推進が目的となっている。そのため、教育委員会や学校等の教育関係機関との連携を図り実践すること。

●事業の検証、成果の普及

実施者は、学校や地域における実践の検証や成果の評価・分析を行った上で、本事業で得られた知見について、地域に普及させるための取組を実施するとともに地域の文化芸術活動の振興及び学校の働き方改革に寄与するような取組を実施すること。

※教育委員会、学校（特に中学校）との連携・協力体制の構築等、学校の働き方改革を踏まえ、文化部活動の地域移行を見据えた活動計画があることを必須条件とします。

<対象種目>

学校の文化部活動の地域移行を踏まえた実践という観点から、対象種目は以下のものを考えております。

吹奏楽、合唱、器楽・管弦楽、マーチングバンド・バトントワリング、軽音楽、演劇、華道、パソコン、美術・工芸、日本音楽、郷土・伝統芸能、書道、茶道、囲碁、将棋

<対象経費>

事業実施に要する経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、再委託料）、一般管理費を積算すること。

<留意事項>

- 経費については別添対象経費一覧を参考に積算すること。
- 採択予定数及び事業規模は予定であり、最終的には審査委員会における審査結果を踏まえ、決定する。
- 「地域文化倶楽部」（仮称）の活動は、学校管理下外の活動として、（独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の補償対象外となるため、（公財）スポーツ安全協会のスポーツ安全保険（文化活動も対象）等の保険に加入することを推奨する。

<https://www.sportsanzen.org/hoken/>

<報告書>

実施者は、事業が終了した際には、実践の結果及び成果等をまとめた成果報告書を事業完了日から10日を経過した日、又は当該年度の3月10日（金）のいずれか早い日までに文化庁事務委託業者に2部提出すること。併せて、当該報告書データおよび事業の成果を示す概要資料についても1部提出すること。

<参考>

○地域部活動推進事業及び地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業の実施にあたっては、下記のモデル一覧または下記 URL の事例集を参考とすること。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/chiikibunkakurabu/04/pdf/92664301_04.pdf

なお、これらのモデル一覧及び事例集はあくまで参考であり、同一内容での実践を求めるものではない。

1 地域部活動及び地域文化倶楽部（仮称）の参考モデル一覧（参考）

モデル名		主体	活動イメージ（例）	活動場所
a-1	部活動指導員活用モデル	学校	部活動指導員制度を活用し、学校内で従来教員が担っていた指導、管理監督等の業務を部活動指導員にゆだね、学校部活動を支援する。 ※土日のみの部活動地域移行も含む。	学校
a-2	民間の外部講師モデル	学校	技術面で追加的な指導を受けたい学校が、本業又は兼業で、活動を指導できるスキルを持つ講師を招致して学校の部活動の指導を依頼する。	学校
a-3	合同部活動モデル	学校	複数の学校（異なる校種間連携含む）が合同で部活動を実施する、合同で大会等に参加する。	学校
a-4	保護者、地域による支援モデル	学校、地域人材・団体	保護者やボランティア等が部活動の見守り、大会時の送迎を行うレベルから、地域の人々が学校と連携して団体等を創設し生徒の部活動を支援するレベルまで、多様な形で部活動を支援する。	学校/ 社会教育施設
b-1	大学アウトリーチモデル	芸術系大学等	大学が教員等を学校に派遣し、学校部活動又は学校を活動場所とする文化活動を指導・支援する。	学校
b-2	文化施設アウトリーチモデル	文化施設	文化施設が、当該施設に設置されている芸術団体や雇用する芸術家を学校に派遣し、学校を活動場所とする文化活動を支援する。	学校

b-3	文化団体による支援モデル	文化団体	文化活動を目的として活動している団体（プロのオーケストラ等営利目的の団体含む）が専門人材を派遣し、文化活動を指導・支援する。	学校/団体の拠点
c-1	文化施設プログラム開催モデル	文化施設	文化施設が、その施設設備、人材、コンテンツを活用し、文化施設内で児童生徒向けのプログラムを提供する。	文化施設
c-2	民間の教室モデル	民間事業者	カルチャーセンターや習い事等の教室を開催している民間事業者が、教室事業のひとつとして地域の文化活動を主催する。	民間事業者の教室
c-3	保護者、地域による支援モデル※a-4の発展	地域の団体	地域の NPO 法人が、地域での文化芸術に親しむための受け皿となり、児童生徒の文化活動を主催する。	学校/社会教育施設

2 対象経費一覧

① 賃金	
アルバイト、スタッフ賃金（1時間）	1,050円
<p>役務の内容や従事時間等を確認できる日報、出勤簿等が必要。なお、特殊な技能を有する場合など、上記によらない単価については団体の内部規定によるなど算出根拠を提出すること。謝金として支出する場合は、諸謝金に計上すること。</p> <p>※人件費＝時間単価×時間数</p> <p>受託者に公表・実際に使用している受託人件費単価規程等が存在する場合、すなわち、①当該単価規程等が公表されていること、②他の官公庁で当該単価の受託実績があること、③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること、のいずれかの条件を満たす場合、同規程等に基づく受託単価による算出（以下「受託単価計算」という。）を認める場合があります。</p>	
② 諸謝金（税込）	
(i) 会議出席謝金（1人1回）	14,000円
(ii) 講演謝金（1時間）	7,900円
(iii) 調査謝金（1回6時間相当）	12,000円

(iv) 演奏謝金 (1時間) 6,400円

(v) 指導・実技・実習等謝金 (1時間) 5,100円

優れた指導者への謝金等、上記により難しい場合の謝金単価については、団体の内部規定による算出根拠を提出すること。

<参考> 文部科学省の部活動指導員謝金単価 (1時間：1,600円)

③旅費 (いずれも、日当の計上は不可。)

ア. 内国旅費

(i) 交通費 公共交通機関を使用した最も効率的かつ経済的な旅行経路による交通費実費とする。ただし、以下の経費は計上不可とする。

- 東京都23区内又は同一市内のみの移動
- 100キロ未満の移動に係る列車の特急料金及び列車運賃の特別料金 (グリーン料金等)
- タクシー、ハイヤーの利用
- レンタカー代、ガソリン代 (ただし、公共交通機関がない又は公共交通機関の使用が困難な地域の場合には計上可。この場合における、レンタカー代及びガソリン代は、借損料に計上すること。)

(ii) 航空賃 エコノミー料金

(iii) 宿泊費 (1泊) 交通費や航空賃を支払う場合であって、宿泊することが必要な場合 (前泊しないと用務に間に合わない場合、用務後帰宅することが困難な場合など) 又は合宿研修等を行う場合であって、合宿の内容上、帰宅することが合理的でない場合にのみ計上可。なお、宿泊費は実費又は下記の額といずれか低い方を上限とする。

- さいたま市、千葉市、東京23区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市 10,900円
- 上記以外の地域 9,800円

③ 借損料

見積りを徴収するなどの方法により、用途にあった適正な仕様かつ妥当な価格を積算すること。なお、会場費を計上する場合は、必ず、見積書や使用申込書の控え又は使用施設の料金表も提出すること。楽器等のレンタル料についても見積書を提出すること。また、その他経費についても、合見積書等の提出を求めることがある。

⑤消耗品費

美術作品製作等に係る材料、研修やワークショップ等で使用する資料に係る経費及び感染症対策に係る物品 (マスク、フェイスシールド、消毒液等) を計上可。ただし、事業終了後に別の目的で使用できるものは計上不可。(例：楽器、音響機器、参考書籍、電化製品等)

⑥会議費

原則として2時間以上の会議であって、実践の検証や成果の評価・分析、地域に普及させる

ための取組等について協議を行う場合のみ計上可。飲料代として1人1回150円を上限とする。

⑦通信運搬費

以下の場合にのみ計上可。

- 実践の検証や成果の評価・分析、地域に普及させるための取組等に係るアンケート送付・返送
- 実践の成果を広く普及することを目的として作成した報告書の無償配布
- 広報資料（チラシ、招待状、募集要項等）を送付する場合

⑧雑役務費

見積りを徴収する方法により、用途にあった適正な仕様かつ妥当な価格を積算すること。（合見積書等の提出を求めることがある。）なお、外部に業務発注を行う場合の経費に含まれる各経費についても、本実施要領に記載する費目の基準に従うこと。

※ 印刷製本を外注する場合や楽器等の運搬を外注する場合は、雑役務費に計上すること。

⑨保険料

見積りを徴収する方法により、用途にあった適正な仕様かつ妥当な価格を積算すること。（合見積書等の提出を求めることがある。）

⑩消費税相当額

ア. 課税事業者の場合

委託業務は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当するため、原則として業務経費全体が課税対象となる。したがって、業務経費のうち課税対象経費については消費税を含めた額を計上し、不課税・非課税経費については、消費税相当額を計上する必要がある。

イ. 免税事業者の場合

消費税を納める義務を免除されているので、不課税・非課税経費について、消費税相当額を別途計上する必要はない。

※ 簡易課税制度の適用を受けている場合においても、簡易課税の計算方式で算出した額によるのではなく、一般課税事業者の場合と同様に消費税相当額を計上すること。

⑪一般管理費

①直近の決算から算出の率②受託者の内規③10%の3つを比較して最も低い率で決定すること。